

転換期の結核対策 —医療と予防

近年の結核対策は1999年の結核緊急事態宣言の発令が大きな転機だったと思われます。結核対策に関わる法制度の改正、新しい検査技術の導入、標準治療の徹底、患者の服薬支援の強化など、保健所の体制、病院の診療体制、結核病床改築など、ソフト面、ハード面ともに大幅な見直しを伴うものでした。

結核治療については、治療の当初から、保健所と医療機関が協働して患者支援を行うことが当たり前となったことは、特に大きな変化です。

しかし、結核医療を支えてきた結核病院、結核病床そのものが急速に減っていく可能性が生じてきています。まさに、現在、結核医療体制は大きな転換期に立たされていると言っても過言ではないでしょう。

しかしながら、結核患者は未だ2万人余り、全国に分布しています。しかも高齢者の患者の割合が高くなり、移動能力が乏しいのに、遠くの医療機関まで行く必要性が高まってきました。また必要な医療は結核だけではなく、合併症の治療、多剤耐性結核の治療、外国人や社会経済的困難者に対する医療にも対応することが求められてきています。

本特集は「医療と予防」をキーワードとして、転換期に立たされている結核対策を考えてみることにします。“予防”が入っているのは、潜在性結核感染症の予防的治療をどう進めていくかが、結核対策の今後の重要な課題と考えられるからです。

